

多発する米空軍兵の道路交通法違反に抗議する意見書

令和2年11月14日深夜、沖縄市仲宗根町の道路において、衝突事故を起こした嘉手納基地所属の米空軍兵が警察官による呼気検査を拒んだため、飲酒検知拒否の道路交通法違反容疑で現行犯逮捕された。その後の検査により基準値の約4倍のアルコールが検出された。

また、同月20日には、北谷町美浜にて米空軍兵が基準値の3倍を超える酒気帯び状態で乗用車を運転し、対向してきた原付車両と衝突する事故を起こし逮捕された。

さらに同月26日にも米空軍兵が那覇市牧志にて、酒気帯び運転で逮捕されるなど、同基地所属の軍人・軍属による道路交通法違反が多発しており、今年で10件以上に上っている。

嘉手納基地第18航空団の複数の部隊においては、11月中旬以降飲酒を制限する命令が相次いで出されているとの報道があったが、依然として改善が見られない状況は米軍における綱紀粛正及び再発防止の取り組み、また米軍内で実施している教育プログラムの在り方に疑問を抱かざるを得ない。

よって、嘉手納町議会は、町民の生命、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し、多発する米空軍兵の道路交通法違反に厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 軍人・軍属へ更なる綱紀粛正の徹底、実効性ある再発防止策を講じること。
- 2 日米地位協定の抜本的な改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月11日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長
沖縄県知事

多発する米空軍兵の道路交通法違反に抗議する決議

令和2年11月14日深夜、沖縄市仲宗根町の道路において、衝突事故を起こした嘉手納基地所属の米空軍兵が警察官による呼気検査を拒んだため、飲酒検知拒否の道路交通法違反容疑で現行犯逮捕された。その後の検査により基準値の約4倍のアルコールが検出された。

また、同月20日には、北谷町美浜にて米空軍兵が基準値の3倍を超える酒気帯び状態で乗用車を運転し、対向してきた原付車両と衝突する事故を起こし逮捕された。

さらに同月26日にも米空軍兵が那覇市牧志にて、酒気帯び運転で逮捕されるなど、同基地所属の軍人・軍属による道路交通法違反が多発しており、今年で10件以上に上っている。

嘉手納基地第18航空団の複数の部隊においては、11月中旬以降飲酒を制限する命令が相次いで出されているとの報道があったが、依然として改善が見られない状況は米軍における綱紀粛正及び再発防止の取り組み、また米軍内で実施している教育プログラムの在り方に疑問を抱かざるを得ない。

よって、嘉手納町議会は、町民の生命、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し、多発する米空軍兵の道路交通法違反に厳重に抗議するとともに下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 軍人・軍属へ更なる綱紀粛正の徹底、実効性ある再発防止策を講じること。
- 2 日米地位協定の抜本的な改定を行うこと。

以上、決議する。

令和2年12月11日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事
嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長